

件名	特殊勤務手当について
受付日	令和8年2月9日
ご意見・ご提案の概要	<p>他県では、公務員の特殊勤務手当について、条例で定められているが、岐阜県では見当たらない。</p> <p>これでは、岐阜県庁を志望する者がいなくなるのではないか。</p>
県の考え方	<p>常勤職員の特殊勤務手当については、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条に規定されています。</p> <p>会計年度任用職員の特殊勤務手当については、岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例第2条第7項において、「給与条例第20条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬を支給することができる」と規定されています。</p> <p>給与条例等は以下のURLにアクセスしていただくとご覧いただけます。</p> <p><a href="https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A856599AA">https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrFeF01/init?jctcd=8A856599AA</a></p>
担当課	総務部 人事課